

至誠館大学障害学生支援に関する基本方針

趣旨

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）に基づく「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に即し、本学における障害学生に対する支援において至誠館大学の全ての教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものである。

定義及び対象範囲

1. 障害者とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。
2. 支援の対象となる障害学生とは、前項に該当する本学に入学を希望する人及び本学に在籍する学生で、原則として、本人からの支援の要請があり、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のあるものとする。根拠資料がない場合でも、学生委員会において支援が必要であると認定した場合、支援の対象とする。

不当な差別的取り扱いの基本的な考え方

3. 不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害がない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。
4. 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、本方針ならびに至誠館大学障害学生支援規程に留意し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
5. 第3項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断する。正当な理由があると判断した場合には、障害学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

合理的配慮の基本的な考え方

6. 合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないもの」（障害者の権利に関する条約第2条）をいう。
7. 意思の表明は、言語のほか、障害学生が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること。単独で意思表示が困難な場合には、家族・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。大学は、意思表示を支援し、適切と思われる合理的配慮を提案するよう当該障害学生との合意形成に努めなければならない。

8. 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、別紙のガイドラインに留意し、障害学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害学生の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供に努めなければならない。
9. 第6項の「合理的配慮」に含まれない「均衡を失した又は過重な負担」については、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。
 - (1) 単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更。
 - (2) 財政面・体制面等で大学側に「過度な」負担がかかるもの。
 - (3) 教育とは直接に関係しない生活全般にわたる支援。

支援体制

10. 学生委員会の下で、学部・学務課を中心とした関係部署の密接な連携体制のもと支援を行う。
 - (1) 障害学生及びその家族や関係者からの相談等に応じるための相談窓口として指導担当教員、学生相談室、学務課が対応する。
 - (2) 相談窓口に寄せられた相談等は、障害学生のプライバシーに配慮しつつ慎重に取り扱い、当該障害学生の同意の下、関係者間で情報共有する。

教職員への周知・バリアフリー化の努力

11. 本学は、障害学生が円滑に学生生活を送れるようにバリアフリー化に努めるとともに、教職員に対して本基本方針の周知徹底をはかり、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割についての組織的な研修を実施する。

附 則

この基本方針は、令和6年 4月 1日から施行する。

制定 令和3年 3月 1日（制定）
改正 令和6年 4月 1日（第1回）